



### 今月の特集

1. キャリアアップ助成金について
2. 現物給与価額（食事・住宅）の改正について
3. 職場情報総合サイトの開設について
4. 労災保険料率の改定について

### 1. キャリアアップ助成金について

キャリアアップ助成金とは、非正規雇用労働者の方の企業内でのキャリアアップを促進するために、正社員化などの取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。平成30年4月より、拡充や整理統合などの内容改正が行われます。改正された要件は主に以下の4つになります。

①【**人数の拡充**】雇用形式を有期雇用から無期雇用または正規雇用へと転換、採用した場合に受けられる助成の支給申請上限人数が20人までとなりました。

②【**整理統合**】有期契約労働者等に一般職業訓練または有期実習型訓練を実施した場合に助成が受けられます。

③【**新規追加**】有期契約労働者等に、正規雇用労働者と共通の賃金規定等を新たに規定し適用した場合に助成が受けられます。上限は20人までで、賃金規定を適用した2人目以降の対象者1人につき加算されます。

中小企業：20000円/1人  
(24000円/1人)  
中小企業以外：15000円/1人  
(18000円/1人)

※( )内は生産性要件を満たした場合

④【**新規追加**】有期契約労働者等に、正規雇用労働者と共通の諸手当制度を設け、適用した場合に助成が受けられます。**人数に応じた処置と諸手当の数に応じた処置**があり、前者は上限が20人で適用した2人目以降から加算され、後者は複数同時に適用した場合のみ、2つ目以降から加算されます。

【**人数に応じた加算措置**】

中小企業：15000円/1人  
(18000円/1人)  
中小企業以外：12000円/1人  
(14000円/1人)

※( )内は生産性要件を満たした場合

【**諸手当の数に応じた加算措置**】

中小企業：160000円/1 諸手当  
(192000円/1 諸手当)  
中小企業以外：120000円/1 諸手当  
(144000円/1 諸手当)

※( )内は生産性要件を満たした場合

支給申請には期限があり、概ね手続き開始から支給まで1年程度かかります。また、すでに計画を提出されている事業主が新たに異なるコースを利用する場合には計画変更届けが必要になり、平成30年4月1日以降に転換した場合に適用されます。それ以前に転換された時は平成29年度のガイドラインが適用されるので注意が必要です。

※詳しくは、リーフレットをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000192499.pdf>

### 2. 現物給与価額（食事・住宅）の改正について

厚生年金保険及び健康保険の被保険者が、勤務する事業所より労働の対償として現物で支給されるものがある場合は、その現物を通貨に換算し報酬に合算のうえ、標準報酬月額を決定することとなります。現物で支給されるものが、食事や住宅である場合、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（厚生労働省告示）に定められた額に基づいて通貨に換算し、自社製品等その他のもので支給される場合は、原則として時価に換算することになっています。

平成30年4月1日より、すべての都道府県において食事に関わる現物給与の価額が改定となりました。これにより、固定的賃金の変動となり「被保険者報酬月額変更届」の届出を要する場合があります。なお、住宅・その他（自社製品、通勤定期）については、現行通りとなります。

日本年金機構 HP

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2017/201703/20170310.html>

### 3. 職場情報総合サイトの開設について

厚生労働省では、雇用管理の改善に積極的な企業の情報を掲載し、就職や転職を考えている方に職場情報の検索や比較が出来るサービスとして、職場情報総合サイトを開設し、2018年9月末に公開を予定しています。

企業の時間外労働時間や有給休暇取得率、平均年齢などの職場情報を比較・検討できるWEBサイトです。厚生労働省等の省庁で行っている認定や表彰の情報もサイト上で収集可能となります。

【掲載する職場情報】

- 採用状況に関する情報
- 働き方に関する情報
- 女性の活躍に関する情報
- 育児、仕事の両立に関する情報 等

### 【出来ること】

- 職場環境改善に積極的な企業を検索
- 関心、興味のある企業の職場情報収集
- 様々な分野の職場情報をワンストップに収集
- 企業間の情報を横断的に検索、比較
- 【データ登録企業向けメリット】
- 職場情報を開示することで企業のPRにつながる
- 職場改善への取り組みが評価されることによる優秀な人材の獲得

既存の「若者雇用促進総合サイト」「女性の活躍推進企業データベース」「両立支援のひろば」の3サイトのいずれかに情報を掲載している企業の職場情報は、自動的に職場情報総合サイトに転載されます。

詳しくは、厚生労働省 HP をご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouzenpan/syokubajouhou/index.htm](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/syokubajouhou/index.htm)

### 4. 労災保険料率の改定について

平成30年4月1日より、労災保険料率が変更となります。

過去3年間の労働災害状況を見て改定される労災保険料は、3業種が上がり、20業種が下がることになりました。

このうち、上がる業種はガラス・セメント製造業が0.05%上がり0.6%。非鉄金属精錬業は0.05%上がり0.7%。清掃・火葬またはと畜事業は0.1%上がり1.3%です。

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 札幌オフィス

〒060-0906

北海道札幌市東区北6条2-3-1

TEL: (011) 351-3010